

物品等の名称	巡視船つるが船舶燃料移送作業(敦賀)
契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 丹野 博信 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市字下福井901番地
契約締結日	令和8年8月21日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社ケイアイ工業 長崎県佐世保市木風町6番3号
契約種類	随意契約
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,010,050-
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,899,500-
落札率	97.2%
随意契約によることとした理由	本調達は、「巡視船つるが」の主燃料を抜き取ることを目的とするものである。 巡視船つるがは、8月下旬に予定されているドック整備にて燃料タンク内のクリーニングを実施することとなっていた。 7月末から8月にかけて巡視船つるがは長期航海していたところ、入港直前に主機関1台に不具合が発生し、原因特定を進めるとともに、即応体制確保の観点から、入港後、速やかに燃料搭載を実施した。 しかしながら、機関不具合の原因究明には至らず、ドック開始までに予定していた行動計画の実施については、最終的には抑制的に運用しなくてはならない状況となり、当初予定の燃料消費が見込めなかった。 このため、速やかに主燃料について抜き取りを実施し、他のタンクへ移送作業をしなければ、ドック整備でのタンククリーニング後の検査等の実施も不可となることから、前述の抜き取り作業等ができる業者を調査したところ、実施場所や作業員の確保が難しいとのことであり、唯一上記業者が作業に対応できるとの回答があった。 速やかに契約をしなければ作業員の確保が難しくなり機会を失うため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号に該当することから随意契約を締結したものの。
備 考	